

横須賀港伊勢町沖漁場改良事業

における土砂搬入について

(土砂搬入申込要領) __【 遠方地 】

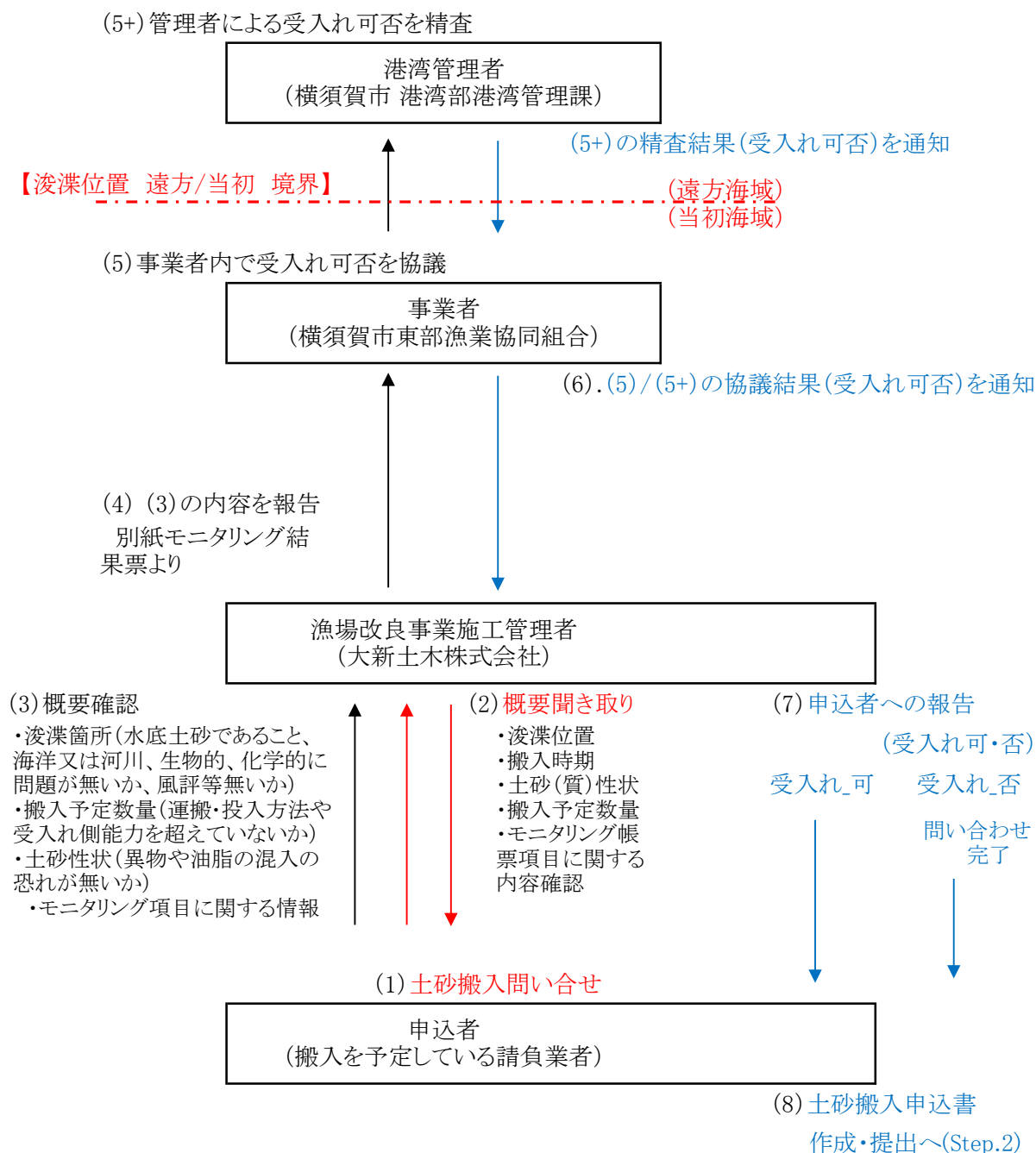
目 次

1.土砂搬入申込手続き流れ(遠方搬出地)	3-5
2.搬入土砂の調査内容	6
3.受入土砂の搬入位置	7
4.受け入れる浚渫土砂の受入基準	〃
5.受入基準の項目の追加	8
6.受入時間及び休止日等	9
7.搬入の手続き(ほかP.3参照)	〃
8.搬入時の注意事項	10
9.受入の拒否	〃
10.その他留意事項	10～11
11.土砂搬入についてのお願い(安全教育用資料など)	
・)土砂搬入についてのお願い	12
・)土砂搬入及び投入作業時の作業手順・安全対策	13～24
〔手続きなど土砂搬入に関する様式〕	
・)モニタリング帳票	25
・)土砂搬入申込書	26
・)土砂搬入届出書	27
・)土砂搬入完了報告書	28
・)土運船搬入予定表	29
・)安全教育終了確認書	30
・)土砂搬入申込書(変更)	31

土砂の搬入申込手続き流れ(Step.1)

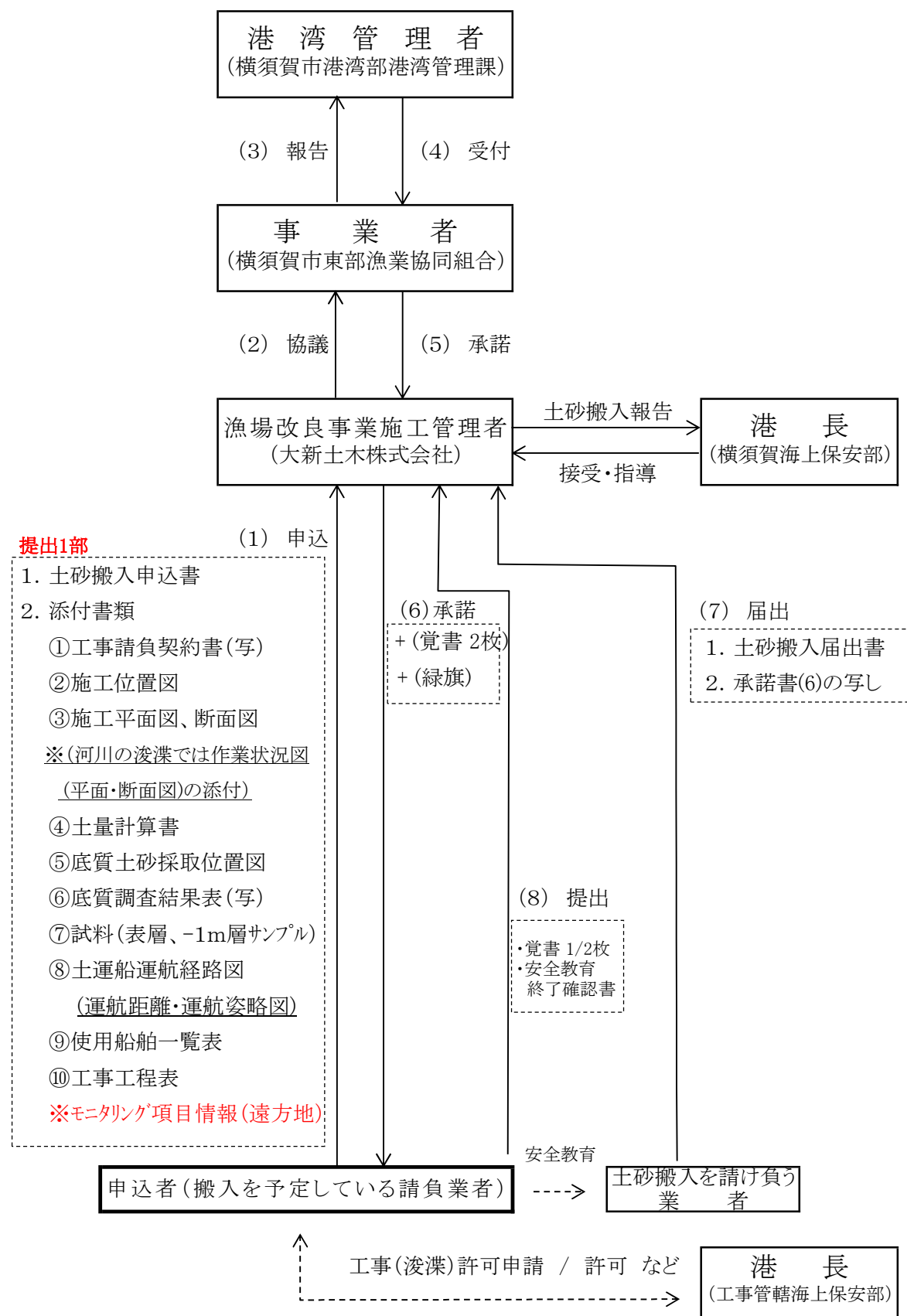
◎ 浚渫位置・搬出地域が遠方地※ の場合、申込書提出前の段階にて、海域モニタリング情報より精査を実施します。

【遠方搬出地】申込書提出前の事前確認の手順



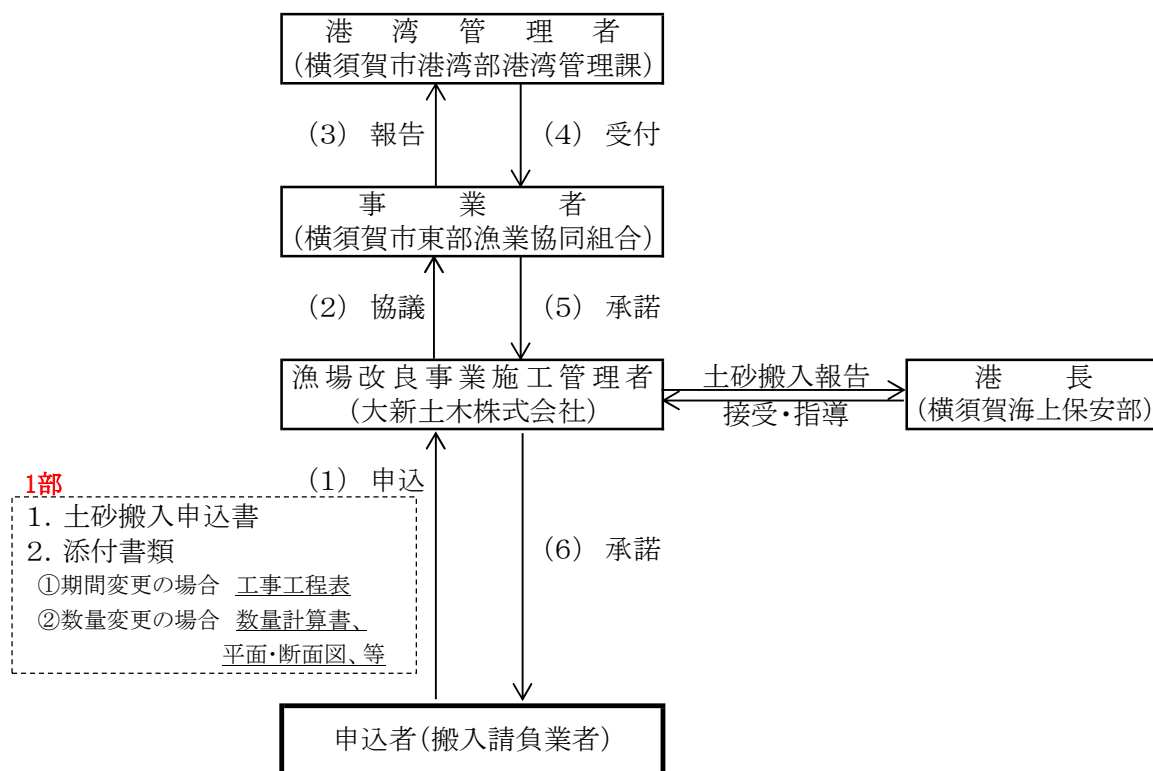
※遠方地・・・当初許可受けた範囲以外(和歌山県紀伊半島南端の潮岬付近より以西 及び、宮城県
牡鹿(オンカ)半島金華山付近より以東、以北)

1.土砂の搬入申込手続き 流れ(Step.2)

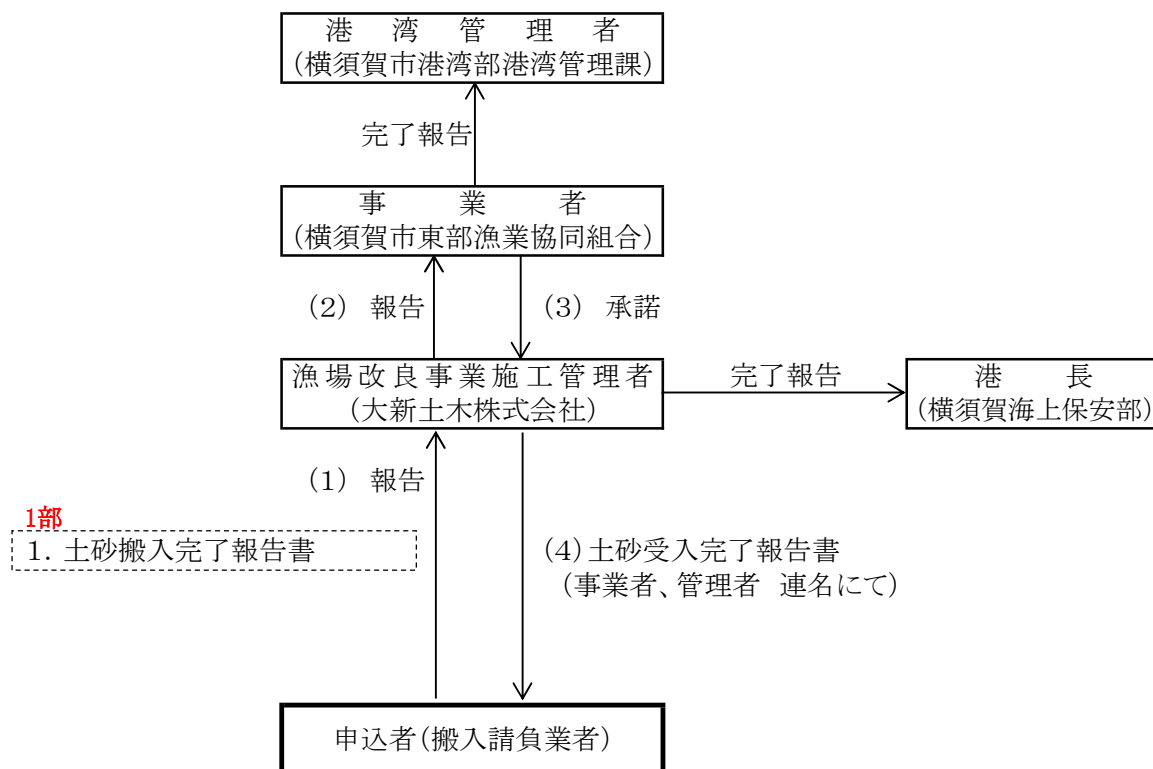


1-2.土砂搬入(変更/完了)手続き 流れ

【申込内容の変更の場合】



【土砂搬入完了の場合】



2. 搬入土砂の調査内容

搬入される土砂の土質については、下表の調査内容によって、底質監視を行うこととする。

搬入土砂の調査内容

項 目	調 査 内 容	備 考
調 査 項 目	[溶出試験] アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、PCB、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、ふっ化物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベリリウム又はその化合物、クロム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、バナジウム又はその化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、油分、ダイオキシン類 [含有量試験] 総水銀、PCB、有機塩素化合物、ダイオキシン類 [その他] 熱灼減量	
試料採取方法 (事前)	採取地点は、300mメッシュ毎に1カ所とする。 なお、堆積物の分布状況が変化しやすい場所においては、必要に応じ、地点を増加するものとする。 ただし、300mメッシュに満たない場合でも発生場所毎に採取すること。 掘削断面が、1mを越えるものについては、表層と表層下1mより採取すること。 なお、表層と表層下1mの試料が判定基準を下回る場合は、掘削断面が2mを越えるものでも深度方向にそれ以上採取することを省略することができる。 ただし、ダイオキシン類については表層のみとする。 注1)	(岩・石材等の場合) 採取は掘削範囲内の代表物より1カ所とし、あきらかな性状変化がある場合には対象となる代表物を増加するものとする。 代表物の表層を砕岩・粉碎等により採取し検体とすること。 その他については土砂と同様とする。 注2)
判 定 基 準	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準	

注1) 底質調査結果の有効期限につきましては、「土砂サンプルの採取日から土砂搬入完了日までが1年以内」とさせていただきます。

注2) ただし、岩・石材等、砕岩粉碎による調査結果の有効期限につきましては、「サンプル採取日から搬入完了日までが5年以内」とさせていただきます。

3.受入土砂の搬入位置

横須賀港第5区内

横須賀市走水1丁目地先海面

4. 受け入れる浚渫土砂の受入基準

- (1) 有害物質を含まないものであること。
- (2) 著しい悪臭を発散しないものであること。
- (3) 投入時に油膜が浮かないものであること。
- (4) 木材、木皮等の異物を含まないものであること。
- (5) 横須賀市東部漁業組合との事前協議を終了したものであること。
- (6) 遠方地^{*}からの搬入に関し、港湾管理者(横須賀市)の事前承認を受けたものであること。

判 定 基 準

	判 定 物 質 名	省 令 で 定 め る 判 定 基 準
	〔溶出試験〕	
1	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと
2	水銀又はその化合物	検液1 ^{リットル} につき水銀0.005mg以下
3	カドミウム又はその化合物	検液1 ^{リットル} につきカドミウム0.03mg以下
4	鉛又はその化合物	検液1 ^{リットル} につき鉛0.1mg以下
5	有機リン化合物	検液1 ^{リットル} につき有機リン化合物1mg以下
6	六価クロム化合物	検液1 ^{リットル} につき六価クロム0.2mg以下
7	ひ素又はその化合物	検液1 ^{リットル} につきひ素0.1mg以下
8	シアン化合物	検液1 ^{リットル} につきシアン1mg以下
9	P C B	検液1 ^{リットル} につきPCB0.003mg以下
10	銅又はその化合物	検液1 ^{リットル} につき銅3mg以下
11	亜鉛又はその化合物	検液1 ^{リットル} につき亜鉛2mg以下
12	ふっ化物	検液1 ^{リットル} につきふっ素15mg以下
13	トリクロロエチレン	検液1 ^{リットル} につきトリクロロエチレン0.1mg以下
14	テトラクロロエチレン	検液1 ^{リットル} につきテトラクロロエチレン0.1mg以下
15	ベリリウム又はその化合物	検液1 ^{リットル} につきベリリウム2.5mg以下
16	クロム又はその化合物	検液1 ^{リットル} につきクロム2mg以下
17	ニッケル又はその化合物	検液1 ^{リットル} につきニッケル1.2mg以下
18	バナジウム又はその化合物	検液1 ^{リットル} につきバナジウム1.5mg以下
19	ジクロロメタン	検液1 ^{リットル} につきジクロロメタン0.2mg以下
20	四塩化炭素	検液1 ^{リットル} につき四塩化炭素0.02mg以下
21	1,2-ジクロロエタン	検液1 ^{リットル} につき1,2-ジクロロエタン0.04mg以下
22	1,1-ジクロロエチレン	検液1 ^{リットル} につき1,1-ジクロロエチレン1mg以下
23	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1 ^{リットル} につきシス-1,2-ジクロロエチレン0.4mg以下
24	1,1,1-トリクロロエタン	検液1 ^{リットル} につき1,1,1-トリクロロエタン3mg以下
25	1,1,2-トリクロロエタン	検液1 ^{リットル} につき1,1,2-トリクロロエタン0.06mg以下
26	1,3-ジクロロプロペン	検液1 ^{リットル} につき1,3-ジクロロプロペン0.02mg以下
27	チウラム	検液1 ^{リットル} につきチウラム0.06mg以下
28	シマジン	検液1 ^{リットル} につきシマジン0.03mg以下
29	チオベンカルブ	検液1 ^{リットル} につきチオベンカルブ0.2mg以下
30	ベンゼン	検液1 ^{リットル} につきベンゼン0.1mg以下
31	セレン又はその化合物	検液1 ^{リットル} につきセレン0.1mg以下
32	1,4-ジオキサン	検液1 ^{リットル} につき1,4-ジオキサン0.5mg以下
33	油 分	検液1 ^{リットル} につき油分15mg以下
34	ダイオキシン類	検液1 ^{リットル} につきダイオキシン類10pg-TEQ/ ^{リットル} 以下
	〔含有量試験〕	
35	総 水 銀	検体1kgにつき総水銀7mg以下
36	P C B	検体1kgにつきPCB10mg以下
37	有機塩素化合物	検体1kgにつき塩素40mg以下
38	ダイオキシン類	検体1gにつきダイオキシン類150pg-TEQ/g以下
	〔一般〕	
39	熱 灼 減 量	1検体につき15%以下

(注) 浚渫土砂の土質試験結果は、発生場所ごとに添付。

※遠方地…当初許可受けた範囲以外(和歌山県紀伊半島南端の潮岬付近より以西及び、宮城県牡鹿(オンカ)半島金華山付近より以東、以北)

5. 受入基準の項目の追加

『放射性物質に関する項目』

事業の性質上、魚類の生息環境に配慮する必要があるため、浚渫土砂の受入基準に放射性物質の項目を追加する。

- | | |
|---------|--|
| ① 調査項目 | 放射性物質濃度（セシウム-134及びセシウム-137） |
| ② 調査地点数 | 1工事あたり1地点 |
| ③ 採取方法 | 表層から鉛直方向に1m抜き取り、均等混合したものを試料とする。 |
| ④ 分析方法 | 「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー」による。
なお、検出下限値は、10Bq/kgとする。 |
| ⑤ 受入規制値 | セシウム-134及びセシウム-137の合計値が70Bq/kg以下とする。 |

『生科学的・生物学的特性に関する項目』・・・遠方地[※]からの搬入を希望される場合

浚渫土砂の漁場事業中詰めへの有効利用において、遠方浚渫土砂搬出先からの移動に伴う漁場・海域生態系などへの環境影響について把握するため、海域情報の項目を追加する。

モニタリング項目

- | | | |
|----------------|-------|--------|
| ①有機物質の濃度（一般性状） | ・COD | （mg/g） |
| | ・強熱減量 | （%） |
| | ・硫化物 | （mg/g） |
| ②赤潮及び貝毒発生状況 | | |
| ③その他 | 風評等 | |

※遠方地・・・当初許可受けた範囲以外（和歌山県紀伊半島南端の潮岬付近より以西及び、宮城県牡鹿(オシカ)半島金華山付近より以東、以北）

6. 受入時間及び休止日等

(1) 受入時間

7:30 ～ 16:30 (16:00までの入域とします。)

(2) 休止日

原則として、日曜日、祝祭日。その他、事業者等の行事がある場合。

(3) 受入時間の変更等

大雨、強風等の気象の変化や地震等の災害及び、漁場改良事業施工管理者が特に必要と認めた場合は、受入時間の変更又は一時閉鎖を行います。

7. 搬入の手続き

(1) 浚渫位置・搬出地が遠方の場合、**申込前の事前**海域モニタリング確認を実施します。(手続き S 遠方搬出地からの搬入には、事業者・港湾管理者の「受入れ可・否」精査を行います。

聞き取り・概要確認にて搬出地海域のモニタリング帳票を漁場事業施工管理者(大新土木)が作成し**申込書作成・底質調査前に**漁場事業施工管理者(大新土木)に問い合わせを行って下さい。

【注:確認精査のため、可否判断まで長期間を有す場合があります】

(2) 土砂搬入の申込み(手続き Step.2)

(イ) 申込者(搬入を予定している請負業者)

搬入開始予定日の20日前までに、所要の付属書類を添付して**1部**提出して下さい。

(a) 土砂搬入申込書

(b) 添付書類

①工事請負契約書(写)

②施工位置図

③施工平面図、断面図 ※(河川の浚渫では作業状況図(平面・断面図)の添付)

④土量計算書

⑤底質土砂採取位置図

⑥底質調査結果表(写)

⑦試料(表層、-1m層サンプル)

⑧土運船運航経路図(運航距離・運航姿略図(全長など))

⑨使用船舶一覧表

⑩工事工程表

※その他添付資料(受入側による添付-(遠方地)事前調査の項目情報)

(ロ) 土砂搬入を請け負う業者

搬入開始予定日の一週間前までに、所要の付属書類を添付して**1部**提出して下さい。

(a) 土砂搬入届出書

(b) 承諾書の写し

- (3) 申込書、届出書の提出先は次のとおりです。
 - (イ) 申込書
漁場改良事業施工管理者（大新土木株式会社）
 - (ロ) 届出書
漁場改良事業施工管理者（大新土木株式会社）
- (4) 搬入申込の承諾
 - (イ) 申込みに基づき漁場改良事業施工管理者は承諾書を交付します。
 - (ロ) 承諾後において、搬入予定に大きな変更がある場合は、再度搬入申込書(変更)を提出し、承諾を受けて下さい。

8. 搬入時の注意事項

- (1) 事前に搬入船舶の乗組員に対し、別紙「土砂搬入についてのお願い」及び、「土砂搬入及び投入作業時の作業手順・安全対策」に基づき安全教育をお願いします。（安全教育修了確認書の提出も併せてお願いします）
- (2) 土砂搬入にあたっては、相互の安全作業確保及び海洋汚染防止のため、事前に「覚書」の締結をさせていただきます。
- (3) 搬入場所に到着した船舶は、係員の指示に従って下さい。
- (4) 搬入時には、係員が行う搬入土砂の検収に協力して下さい。
- (5) ・土運船での搬入においては、海洋汚濁防止装置船「せいわ」船尾ゲートから入出渠して頂きますが、入口が狭いため入出渠時には十分な安全確保に努めて下さい。
・ガット船での搬入においては、「せいわ」の右舷又は、左舷側に接舷することとなりますが、協同作業となります。接舷作業時には十分な安全確保、操作確認に相互で努めて下さい。
- (6) ・搬入船運航は、航行時流出防止等の万全の措置を講じるとともに、安全航行に努めて下さい。
・ガット船による投入の際には、事前に土砂落下防止措置（落下防止シートなど搬入船側準備）を設置して係員の確認を受けて下さい。
- (7) 搬入にあたっては、必要に応じ、搬入船舶・搬入量・入渠順番等に条件を付す場合があるのでご協力お願いいたします。
- (8) 本事業区域内において油類の流出・衝突等の異常発生時には、直ちに当方より横須賀海上保安部へ第一報を行いますので御承知おき下さい。

9. 受入の拒否

下記の場合は、受入をお断りします。

- (1) 搬入申込、届出にない異物を搬入しようとするとき。
- (2) 受入基準に適合しない浚渫土砂を搬入しようとするとき。
- (3) 係員の指示に従わないとき。

10. その他の留意事項

- (1) 搬入予定の請負業者は、搬入日の前日に搬入予定船舶名(連絡番号)および搬入時間を漁場改良事業運航管理本部に連絡し、指示に従って下さい。
- (2) 搬入予定の請負業者は、翌週初めに搬入予定のある場合には前週平日のうちに漁場改良事業運航管理本部と搬入予定について連絡調整を行って下さい。
- (3) 搬入予定時刻に遅れた船舶は、受入時間等を調整変更することがあります。
- (4) 搬入時には、事前に搬入予定船舶に「横須賀港伊勢町沖漁場改良事業」搬入船用の掲揚旗(緑旗)を配布しますので必ず船舶(押船又は引船又はガット船)に掲げて下さい。

土砂搬入各社 殿

大新土木株式会社
横須賀事業所
TEL 046-841-4466
FAX 046-841-4467

土砂搬入についてのお願い

「横須賀港伊勢町沖漁場改良工事」現場への土砂の搬入において、下記の事項について御了承・御確認のうえ関係各船舶にも周知徹底をお願い致します。

1. 土砂搬入時間等の連絡について

- ① 受入時間帯は、7:30～16:30 とします。（16:00までの入域とします。）
- ② 搬入予定表を前日15:00までに、別紙要領でFAXして下さい。
（他船舶との調整等により、受入時間に変更になることがあります。）
- ③ 調整後、受入時間変更の際には、こちらから17:00までに連絡を入れます。
- ※ 現場には錨泊待機場所がありませんので、搬入船舶が多い際には、搬入予定時間での運航をお願いします。到着時間が大きく変更になりそうなどときには、早めに連絡をしてください。

2. 搬入船舶について

- ① 土砂の搬入は、原則として全開式（又は底開式）土運船にてお願いします。
・ガット船による搬入を予定される場合には、事前にご相談下さい。
- ② 往復の航行時には、海上交通法規を遵守し、安全航行に努めて下さい。
（横浜、大黒防波堤以北より搬入される船舶は、復航時の航路に航路航行義務違反の恐れがあるため、十分ご注意下さい。）
- ③ 到着30分前に、海洋汚濁防止装置船「せいわ」（TEL 090-3023-2489）に連絡を入れて下さい。
- ④ 現場入域時は、別紙、「進入/退出及び、離/接舷 要領図」を参考にして下さい。
- ⑤ 土運船の扉開閉操作エンジンは、「せいわ」渠内に入ってから始動して下さい。
（エンジン始動と同時に土運船の扉が開くことがあります。）
- ⑥ 入域から出域までは、別紙「土砂投入作業手順」を参考にして下さい。
- ⑦ 現場周辺では、漁船・釣り船・遊漁船等に注意するとともに、デッキ等より土砂を落とすことなどないよう汚濁防止に努めて下さい。（ガット船作業時には落下防止措置及び、監視を確実に願います）
- ⑧ 現場内でのその他の事項については、当社担当職員の指示に従って下さい。
- ⑨ 万一、「せいわ」に衝突等で損傷を与えた際には、貴社の責任において修繕等をお願いする事もありますので、十分御注意願います。
- ⑩ 荒天の際には、運搬側・受入側の状況を互いに連絡を取り合い対処したいと考えております。
- ⑪ 別紙「土砂搬入及び投入作業時の作業手順・安全対策」に基づき参考いただき、作業関係者への教育をお願いします。

以上、宜しくお願い致します。

土砂搬入及び投入作業時の作業手順・安全対策

〔安全教育用〕

【土運船、ガット船 共通】

1. 作業開始前

- ① 救命具等の保護具を完全着用して下さい。
- ② 各船舶の始業前点検を励行して下さい。
 - ・機械類の作動状況
 - ・油脂類の残量状況
 - ・油脂類の漏れの有無確認
 - ・土運船のアンカーの完全巻き上げ及びストッパーの閉鎖確認
- ③ デッキ上通路の障害物等の有無確認し、安全通路の確保をして下さい。
また、転倒事故・落水事故防止のため、デッキ上を走らないようにして下さい。
- ④ 連絡用トランシーバーの送受信確認をして下さい。
横須賀現場ではトランシーバーのチャンネルは「h4」を使用しています(20ch対応機)。
9ch機の場合は「4」で使用できます。
(状況把握ができるよう、作業者全員の所持が望ましいですが、無理な場合は、押船・引船・ガット船のブリッジより土運船甲板員に船長の指示又は交信の様子が伝わるよう、マイク・スピーカー等を使用して下さい。)
- ⑦ 運航中又は現場周辺では、漁船・釣り船・遊漁船等に注意するとともに、デッキ等より土砂を落とすことなどないよう安全航行及び汚濁防止に努めて下さい。(ガット船による投入作業の際は、作業前に落下防止措置(落下防止シートなど搬入船側準備)を確実に設置して下さい。)

【土運船での搬入】

2. 横須賀現場入域～档船内係留

- ① 現場到着30分前に電話にて海洋汚濁防止装置船「せいわ」に到着予定時間の連絡をして下さい。
海洋汚濁防止装置船「せいわ」 TEL 090-3023-2489
(当初予定の時間から大幅な時間変更がある場合も連絡をして下さい。)
- ② 沖合到着後、「せいわ」とトランシーバーにて連絡を取り合い、作業に入ります。
その際、船尾ゲート入り口付近の潮流方向・速さの程度等の情報を知らせます。
- ③ 「せいわ」への入渠は、基本的には押船・引船船長の判断のもと行って下さい。
入渠の際には、潮流・風の影響を考慮したうえ、極力低速度で進入して下さい。
進入コースから外れた場合などは、無理に入渠せず、直ちに前進を止め、進入コースまで復帰後、再入渠に入して下さい。
(要請があれば舵取りの誘導は「せいわ」船長より行いますが、衝突等の事故の責任はとりかねます。)
- ④ 入渠後は、停止の連絡があるまで微速前進し、「停止合図」後停止して下さい。
- ⑤ 係留ロープは「せいわ」側から渡しますが、下記の手順で作業を進めて下さい。
先取りロープを受け取る
↓
土運船の速力が十分に落ちたのを確認する
↓

↓

先取りロープを手繰り、補助ロープを使用して係船柱に係留ロープを掛ける
 (この作業は、係留ロープに余裕がある状態で行って下さい。ロープに余裕がない
 場合や、ロープが張りそうな状況の際には係留作業を中断して下さい。)

↓

係船柱にロープを掛けた後は速やかに退避する

3. 土砂投入作業

- ① 係留完了後、投入準備を行って下さい。
- ② 「せいわ」側より投入合図があるまでは投入を行わないで下さい。
- ③ 投入作業中は、船縁やロープ付近ではなく、安全な場所にて待機して下さい。
- ④ 全開式土運船での場合、係留ロープ切断防止のため数回に分けて土運船を開いていただきますので、土運船開閉操作者に桟船側からの合図が伝わるよう、土運船側の合図者を甲板上の操作者から確認でき、かつ安全な位置に1名配置し、中継合図をして下さい。
 (操作者は死角があったり、周囲の機械音でトランシーバーの受信が悪い場合があるため)
- ⑤ 投入が終了したら、桟船側に「終了」の合図をして下さい。
- ⑥ 「せいわ」側は、「終了」合図を受けゲートの開放作業を行います。

4. 係留解除～桟船出渠

- ① 係留解除の合図があるまでは待機し、合図後に係留ロープを係船柱から外して下さい。
 その際にも、補助ロープ及び先取りロープを使用して下さい。
- ② 係留ロープがすべて外されたのを確認後、ゆっくり後進し桟船から出渠して下さい。
- ③ 桟船から十分な距離まで後進後、方向転換に入り工事区域から退出し、帰路について下さい。

【ガット船での搬入】

2. 横須賀現場入域～档船係留

- ① 現場到着30分前に電話にて海洋汚濁防止装置船「せいわ」に到着予定時間の連絡をして下さい。
海洋汚濁防止装置船「せいわ」 TEL 090-3023-2489
(当初予定の時間から大幅な時間変更がある場合も連絡をして下さい。)
- ② 沖合到着後、「せいわ」とトランシーバー等にて連絡を取り合い、作業に入ります。
その際、档船周辺の潮流方向・速さの程度等の情報を知らせます。
- ③ 「せいわ」又は、「土運船(瀬取り用)」への接舷は、基本的にはガット船船長の判断のもと行って下さい。接舷の際には、潮流・風の影響を考慮したうえ、極力低速度で進行・接近して下さい。
進行コースからはずれた場合などは、無理をせず進入コースまで復帰後、やり直して下さい。
- ④ 接近後は、行き足を止め、係留準備に入して下さい。
- ⑤ 係留ロープは「ガット船」側のロープを使用しますが、下記の手順で作業を進めて下さい。
レット等を使用し係留ロープを「せいわ」側に渡す
↓
係留ロープが係船柱に掛けられ「せいわ」側からの合図確認後、ウインチ操作により所定の位置にセットする。
↓
係留を完了する

3. 土砂投入作業

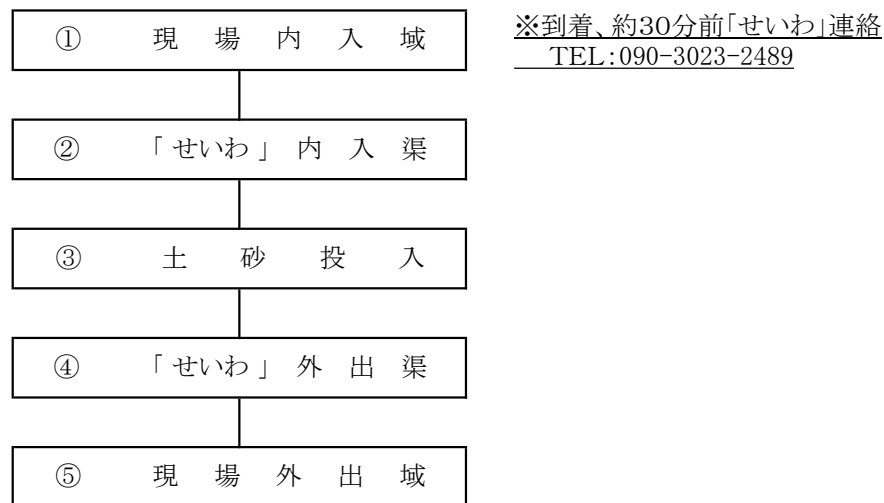
- ① 係留完了後、投入準備を行って下さい。(落下防止措置、クレーンの始動、他)
- ② 搬入側・受入側双方による土砂落下防止の確認を行う。
- ③ 「せいわ」側より投入合図があるまでは投入を行わないで下さい。
- ④ 投入作業中は、船縁やロープ付近ではなく、安全な場所にて待機して下さい。
- ⑤ 投入作業中は、クレーン士から確認でき、かつ安全な位置に監視員を配置し、作業の監視を行うとともに、「せいわ」側からの指示・合図があった際には作業を中断するなどの適切な対応を行って下さい。
(ホッパー及びシュート投入中では土運船の入渠作業が輻輳した場合、ガット船投入を一時中断させていただきます)
- ⑥ 投入が終了したら、「せいわ」側に「終了」の合図をして下さい。
- ⑦ 「せいわ」側は、「終了」合図を受け離舷退出の準備に入ります。

4. 係留解除～退出

- ① 係留解除の合図はガット船側より出して下さい。合図後、「せいわ」側のロープを外します。
- ② 係留ロープをすべて巻き取ったことを確認後、ゆっくり「せいわ」側から離れて下さい。
- ③ 「せいわ」側から十分な距離まで離れた後、変針に入り工事区域から退出し、帰路について下さい。

土 砂 投 入 作 業 手 順【土運船での搬入】

1-1. 作業フローチャート



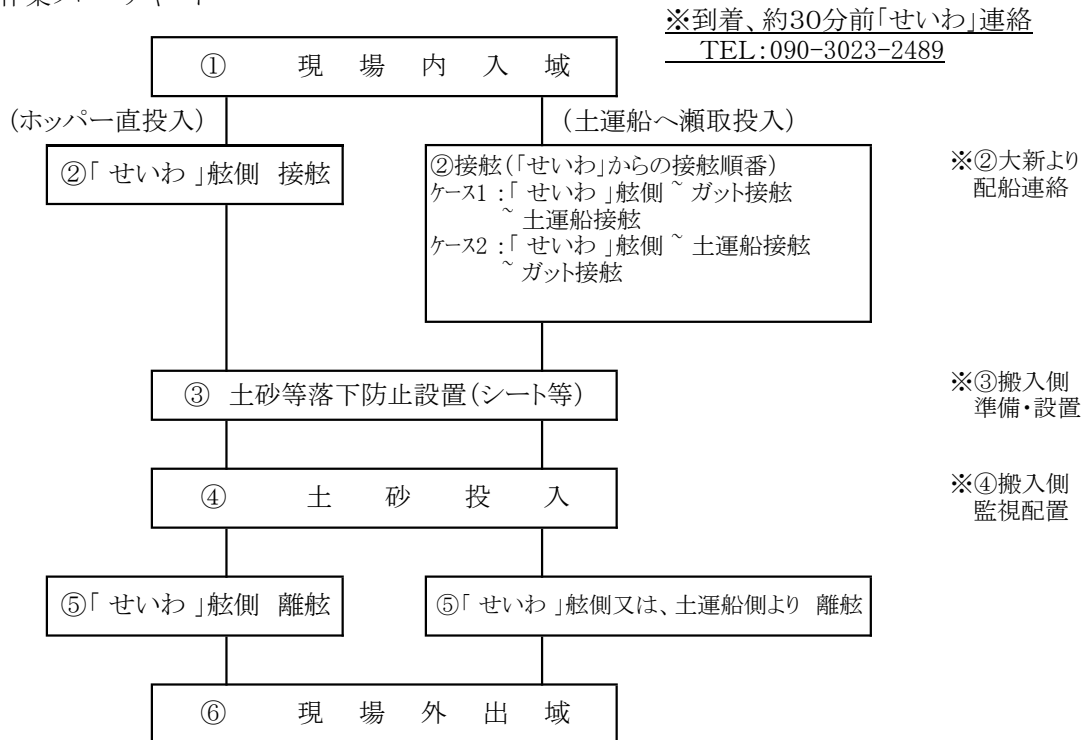
2-1. 作業手順

作 業 内 容	土 砂 搬 入 船 舶	「せいわ」（海洋汚濁防止装置船）
① 入 域	・ 所定の航路を航行し、現場沖に到着	・ 投入船位位置を確認する
② 入 渠	・ 「せいわ」からの合図後、微速にて「せい わ」内に進入する ・ その際、「せいわ」の側壁に取り付けた 防舷材に沿って進入し、「せいわ」より係 留ロープを受け取り、係船柱にかける	・ 船尾ゲートを開く ・ ゲートが開いたことを確認後、搬入船舶 に合図をする（緑色回転灯を点灯） ・ 搬入船舶を受け入れる ・ その際、搬入船舶の同行に注意し、所 定の位置まで進入したら、係留ロープを 渡し、ウインチ係留を完了させる ・ 係留状況確認後、船尾ゲートを閉める
③ 投 入	・ 土運船の操作用エンジン始動 ・ 「せいわ」開閉合図に従い土運船の扉を 開/止 操作し、ゆっくり土砂を投入する ・ 投入完了確認後、土運船の扉を閉める ・ 操作用エンジンを止める	・ 土運船の積載土砂確認・検収 （土質・土量・喫水、他） ・ 土運船へ合図を出しゆっくり投入する （一気解放により、土運船動揺で係留ロープが 破断する恐れがあります） ・ 土運船の空船確認
④ 出 渠	・ 「せいわ」合図に従い係留ロープを解除 する ・ 微速後進にて、「せいわ」より退出する	・ 船尾ゲートを開く ・ ウインチを緩め係留ロープを解除する ・ 搬入船舶の退出確認後、船尾ゲートを 閉める

⑤ 出 域	・ 安全な位置まで退出した後、方向転換 をし、所定の航路を航行し復路につく	
-------	--	--

土 砂 投 入 作 業 手 順【ガット船での搬入】

1-2. 作業フローチャート

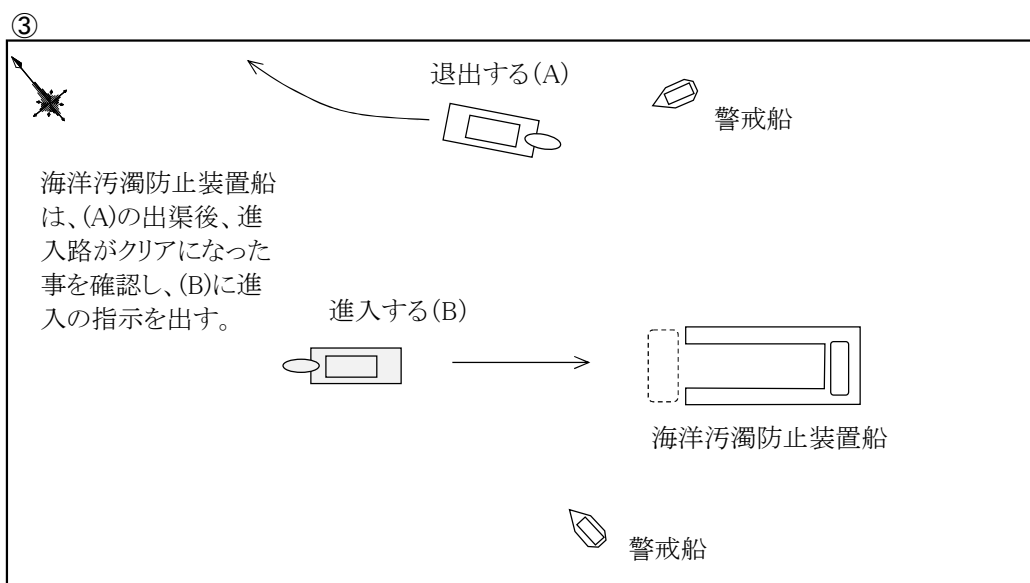
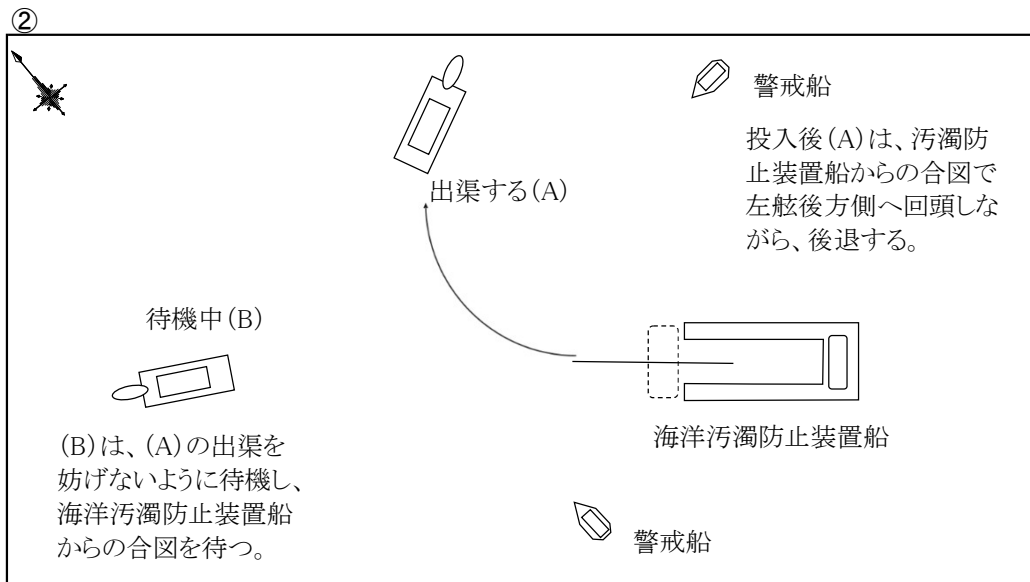
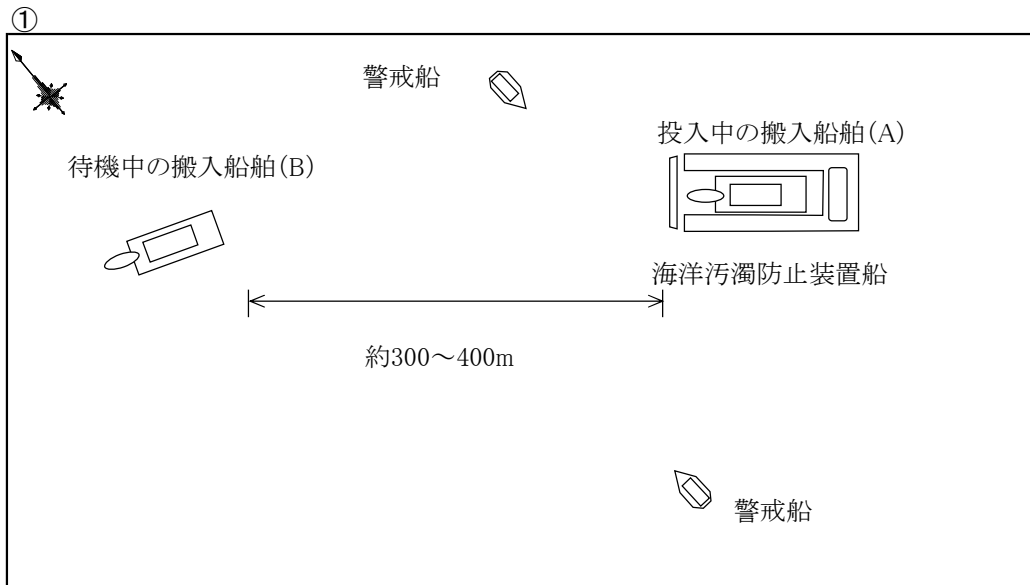


2-2. 作業手順

作業内容	土 砂 搬 入 船(ガット船)	「せいわ」(海洋汚濁防止装置船)
① 入 域	・ 所定の航路を航行し、現場沖に到着	・ 投入船位位置を確認する
② 入 渠	・ 「せいわ」からの合図後、微速にて接舷する(右舷又は左舷、又は土運船へ) ・ レット投てきにて係留ロープを渡す ・ ウインチにて係留する ・ 土砂落下防止を設置する(落下防止シート展張など) ・ 監視の配置	・ 接舷、受入準備を行う (土運船又は、ガット船・シューター等) ・ ガット船に接舷の合図連絡をする ・ ガット船からの係留ロープを受け取り係船柱にかける ・ 土運船の積載土砂検収 (土質・土量・喫水、他) ・ 土砂落下防止設置の確認
③ 投 入	・ 「せいわ」の投入合図に従いホッパー/シュート及び、土運船へ投入する ・ 土砂落下防止措置の確認 ・ 投入完了後、土砂落下防止を解除	・ 土運船へ合図を出し投入する (土運船入渠による作業中断などあり) ・ 土砂落下防止措置及び、監視配置の確認 ・ ガット船の空船確認

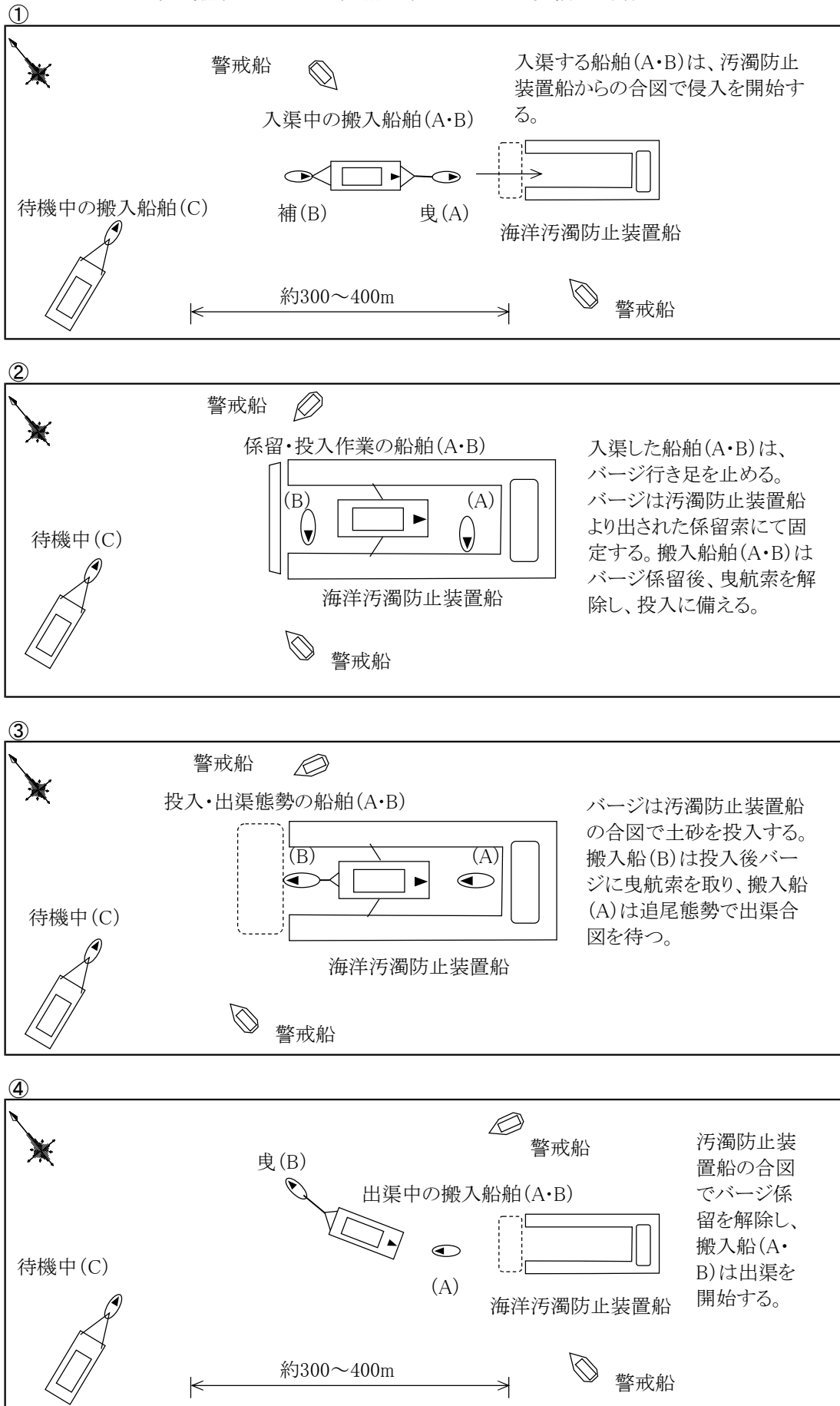
④ 離 舩	・「せいわ」に離舩合図を行いウインチ緩め係留ロープを解除する ・離舩する ・微速後進にて、「せいわ」より退出する	・ガット船の合図を受け係留ロープを解除する ・積込後の土運船を押船にて「せいわ」より離舩させる
⑤ 出 域	・安全な位置まで離れた後、変針を行い所定の航路を航行し帰路につく	※【土運船での搬入】手順に従い、「せいわ」渠内にて投入する

土砂運搬船(バージ)の進入・退出要領図(中詰工)



土砂運搬船(バージ)曳船/補助船の進入・退出要領図(中詰工)

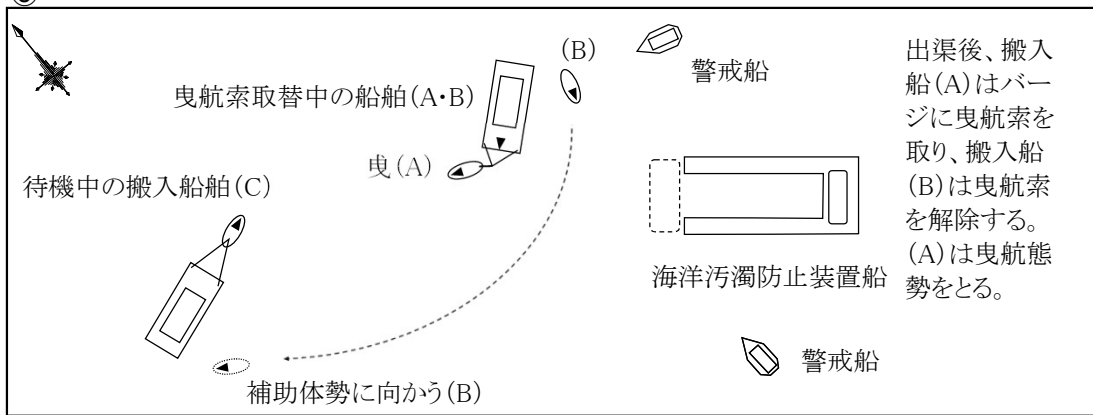
No.1



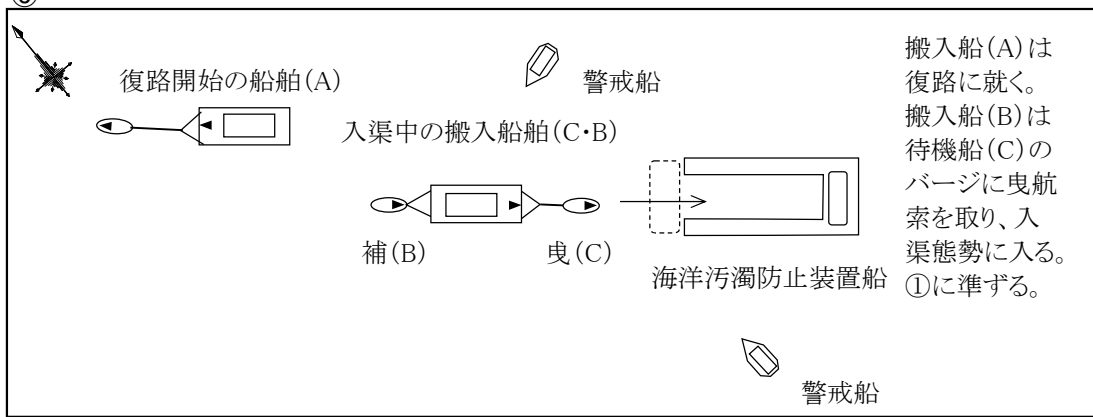
土砂運搬船(バージ)曳船/補助船の進入・退出要領図(中詰工)

No.2

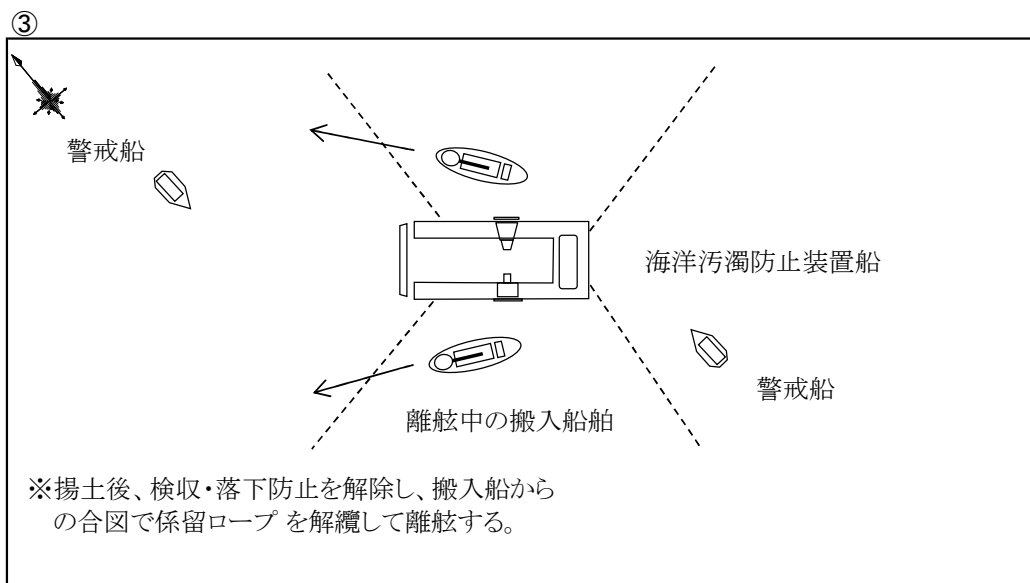
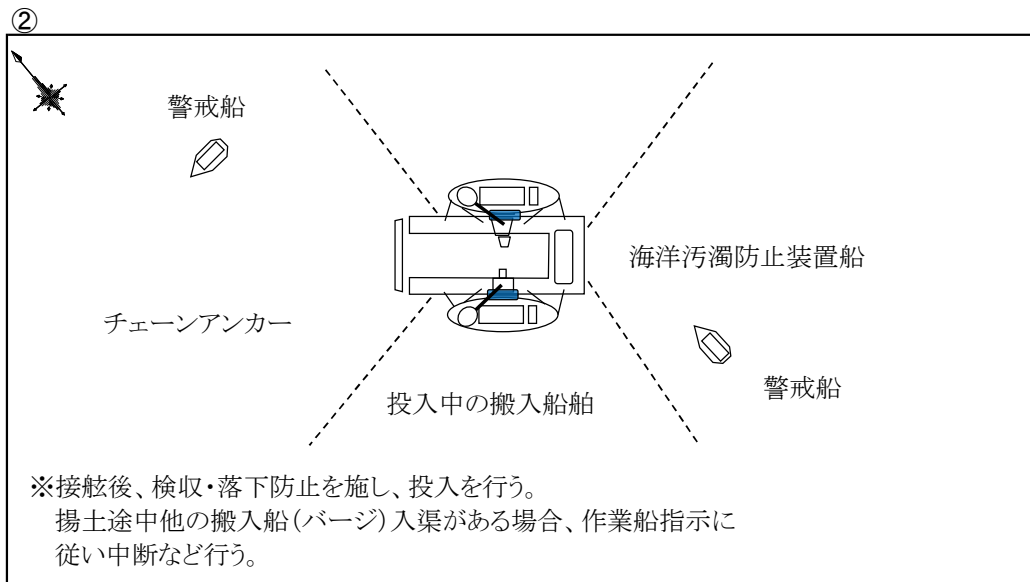
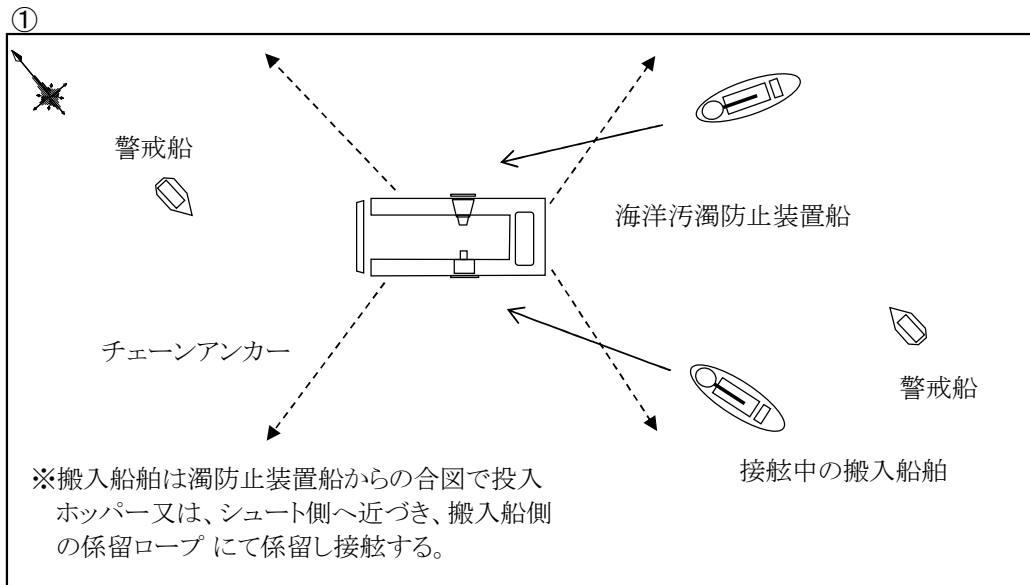
⑤



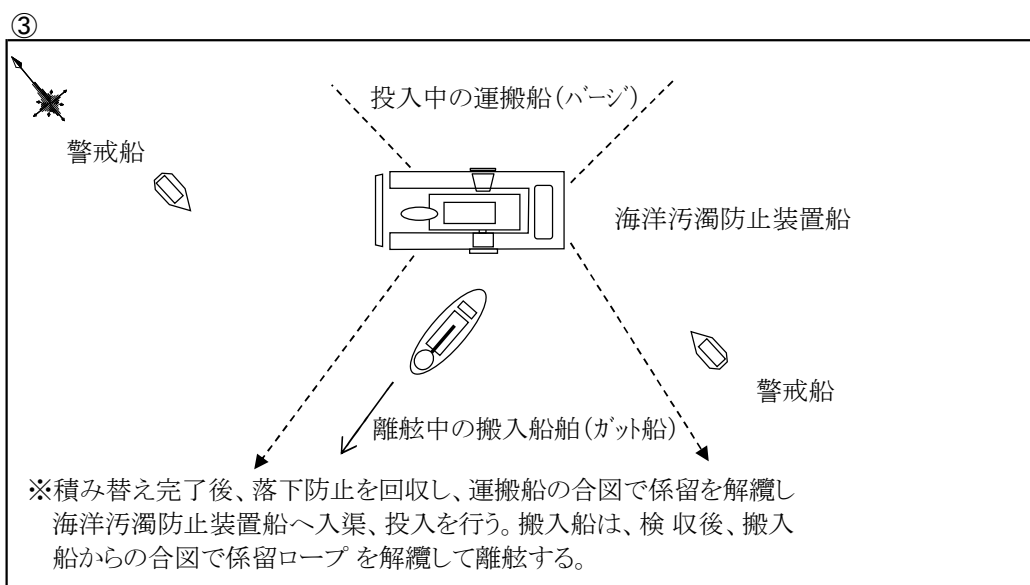
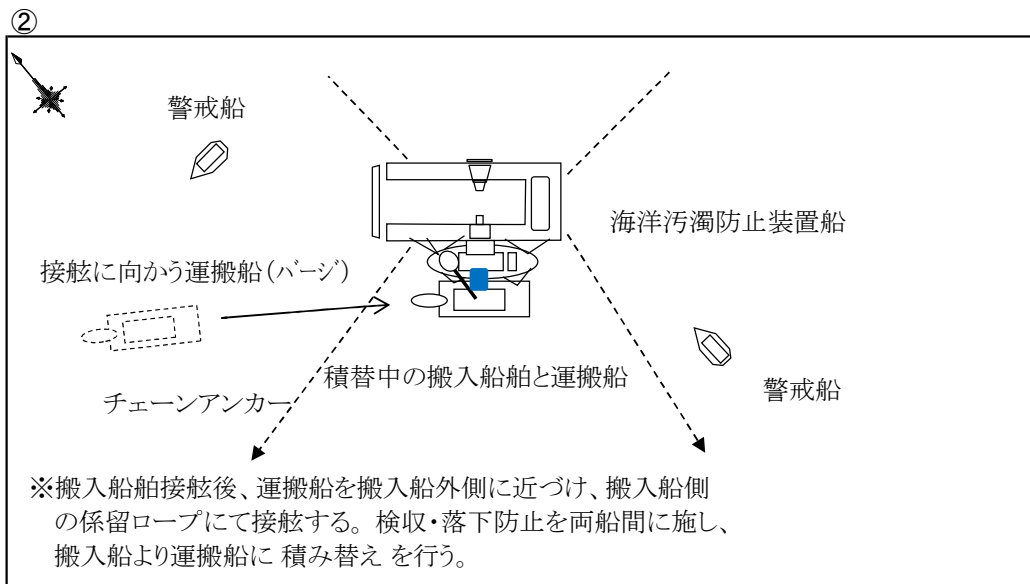
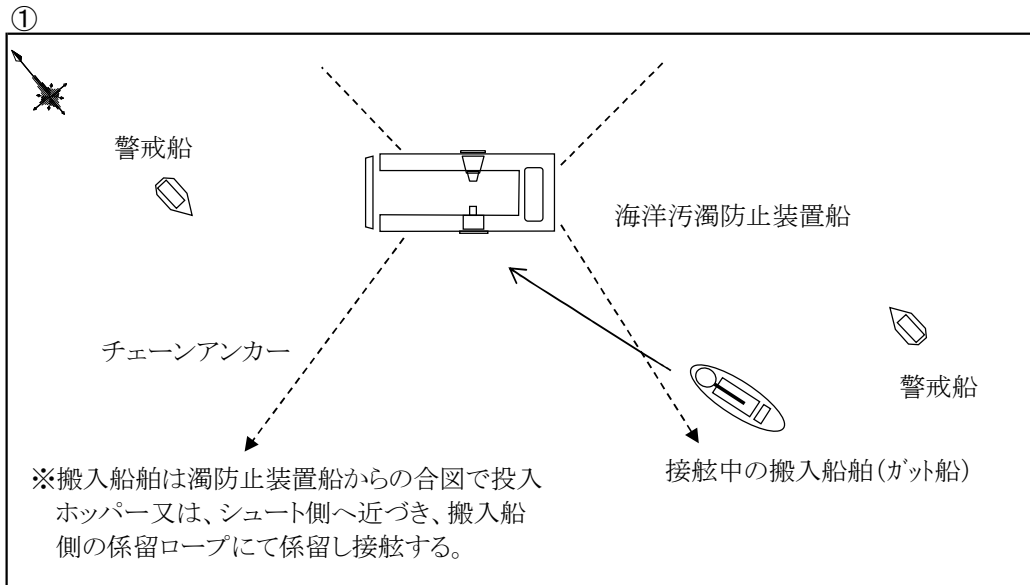
⑥



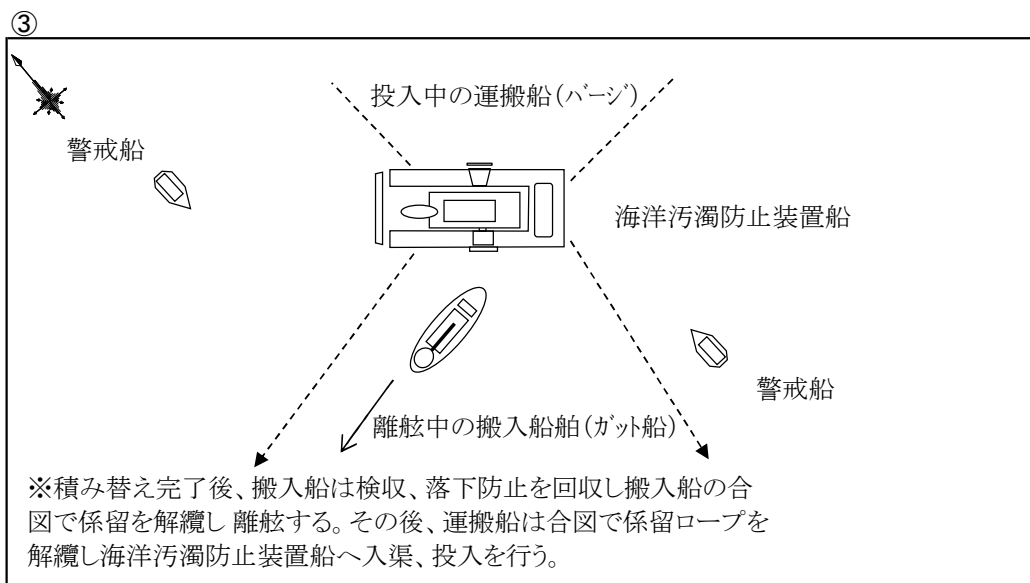
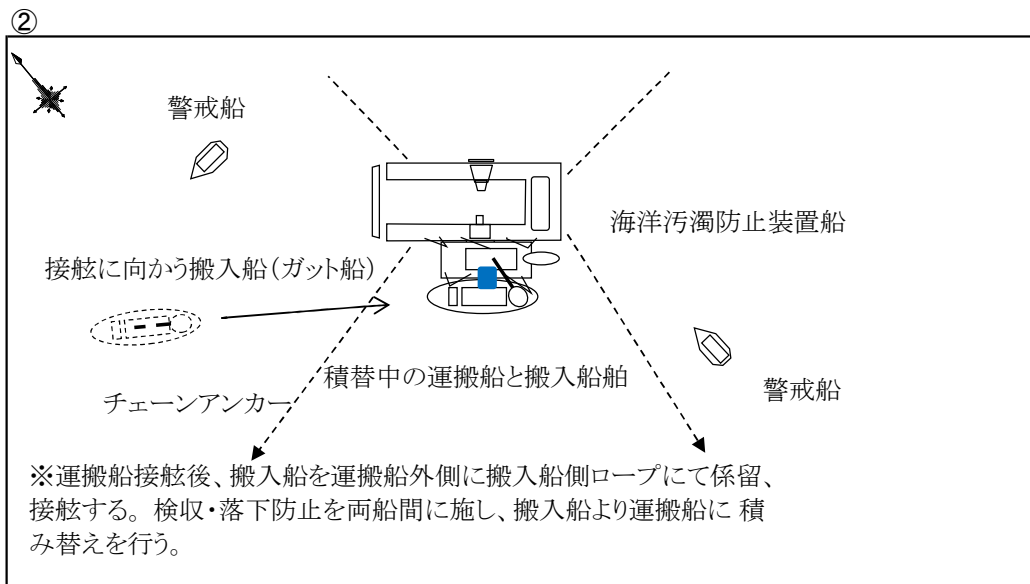
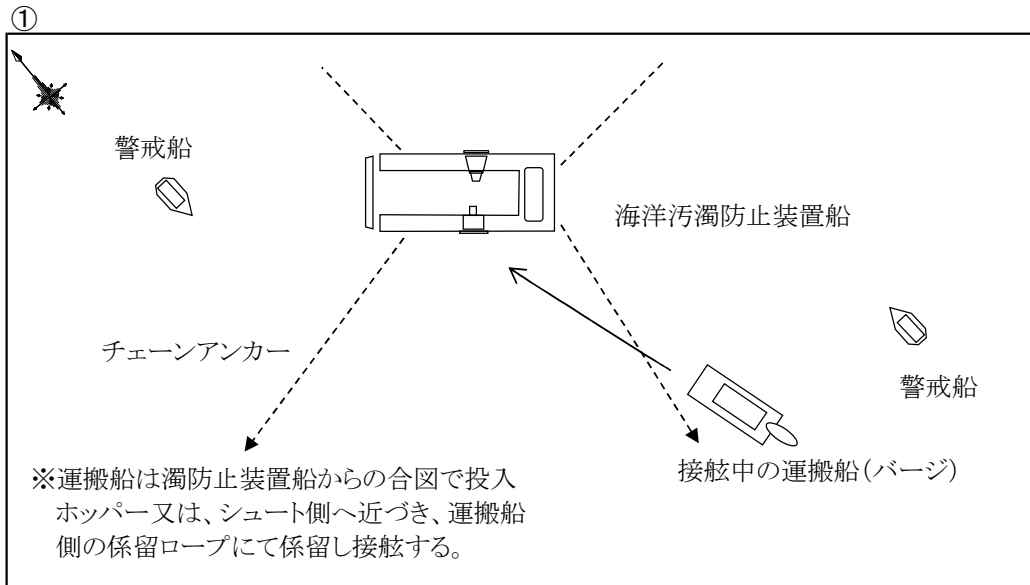
土砂運搬船(ガット船)の接舷・離舷要領図(中詰工)



土砂運搬船(バージ)搬入船(ガット船)の接舷・離舷要領図(中詰工)



土砂運搬船(バージ)搬入船(ガット船)の接舷・離舷要領図(中詰工)



生化学的・生物学的特性に関するモニタリング結果

【 遠方地 】

事業名:横須賀港伊勢町沖漁場改良事業(事業者:横須賀市東部漁業協同組合)			
報告年月日	20' / /	点検者	大新土木株式会社
工事名			
工事場所		搬入申請者	

●チェックリスト ☐ 欄項目の入力をお願いします。(その他項目は受入側にて入力)

項 目	結 果	情報提供 の要求	情報提供 の提供	データ等 結果	判定 ※1	添付 資料	備 考
1.有機物質の濃度(COD)	☐ 済み ☐ 未	☐ 有り ☐ 無し				☐ 有り ☐ 無し	(mg/g 乾泥)
2.有機物質の濃度(強熱減量)	☐ 済み ☐ 未	☐ 有り ☐ 無し				☐ 有り ☐ 無し	(%)
3.有機物質の濃度(硫化物)	☐ 済み ☐ 未	☐ 有り ☐ 無し				☐ 有り ☐ 無し	(mg/g 乾泥)
4.赤潮及び貝毒発生状況	☐ 済み ☐ 未	☐ 有り ☐ 無し				☐ 有り ☐ 無し	
5.その他(風評等)	☐ 済み ☐ 未	☐ 有り ☐ 無し				☐ 有り ☐ 無し	

※1.○:問題無し △:再調査 ✕:受入れ不可

●所見

搬入側 書式(一部)入力 → 受入側 追記

・申込事前確認事項

(遠方地搬出対応)

・申込側からの情報提供資料など参考にして受入側にて追記作成していきます

土 砂 搬 入 申 込 書

【遠方地】

令和 年 月 日

大新土木株式会社 殿

住 所

会 社 名

氏 名

浚渫など工事受注者(搬入申
込者)企業名
ご担当者名

印

この度、

搬入させて頂きたく申込書を提出します。

工事に伴う発生土砂を貴所で事業中の漁場改良地に

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(搬 入 期 間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 土 質

5. 数 量 m3

(設計数量、余掘を含む)

6. 添 付 書 類

①工事請負契約書(写)

⑥底質調査結果表(写)

②施工位置図

⑦試料(表層、－1m層サンプル)

③施工平面図、断面図

⑧土運船運航経路図(運航距離・運航姿略図)

(河川浚渫作業状況図(平・断面)) ⑨使用船舶一覧表

④土量計算書

⑩工事工程表

⑤底質土砂採取位置図

7. 連 絡 先

住 所

会 社 名

T E L

担 当 者 名

工事事務所など
工事受注者(搬入申込者)さま
ご担当者名など連絡先

土 砂 搬 入 届 出 書

搬入開始前 若しくは、搬入初日は提出

令和 年 月 日

大新土木株式会社 殿

搬入予定者住所

会 社 名

氏 名

運搬を請負う
企業名で

印

当社において、下記工事に伴う発生土砂を貴所で事業中の漁場改良地に搬入させて頂きたく届出書を提出します。

尚、搬入に際しましては、元請・貴社の指示・指導事項を遵守し安全航行及び作業に努めます。

記

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
(搬入期間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 施工業者
(申 込 者)

浚渫など工事受注者、元請(搬入申込者)企業名で

5. 土 質

砂質・シルト・粘性土混じり など

6. 数 量

m³

(設計数量、余掘を含む)

7. 搬入船団

〇〇t級(押航・曳航)、土運船〇〇m³、(ガット船)など

8. 添付書類

①承諾書の写し

9. 連 絡 先

住 所

会 社 名

T E L

担 当 者 名

運搬を請負われる
企業名、ご担当者など
連絡先

土 砂 搬 入 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

横須賀市東部漁業協同組合
代表理事組合長 小 菅 君 明 殿
大新土木株式会社 横須賀事業所
所 長 久 保 宏 史 殿

住 所

会 社 名

氏 名

印

令和 年 月 日付けで承諾を受けました下記工事の横須賀港伊勢町沖漁場改良地への
土砂搬入を完了しましたので報告致します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(搬 入 期 間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 土 質

搬入期間は、搬入実績日を記入

5. 搬 入 数 量

m3

搬入数量は、搬入確定数量を記入

(設計数量、余掘を含む)

大新土木(株) 横須賀事業所 殿
(FAX 046-841-4467)

土 運 船 搬 入 予 定 表

搬 入 日 令和 年 月 日

工 事 名

会 社 名

T E L

担 当 者

押 船 名	土 運 船 名	入 域 予 定 時 間	備 考
		:	当日の運航船舶 と連絡取れる電 話番号を記載お 願いします
		:	
		:	
		:	
		:	
		:	
		:	
		:	
		:	
		:	
		:	

連 絡 事 項

土 砂 搬 入 申 込 書 (変 更)

搬入数量又は、搬入期間など当初予定
から変更が生じた場合は、変更手続きを
お願いします。

令和 〇〇年△△月××日

大新土木株式会社 殿

住 所 神奈川県〇〇市〇〇区…………

会 社 名 △△建設株式会社 ××支店

氏 名 横須賀 太郎 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで承諾いただいた、下記工事に伴う発生土砂の搬入につきまして、
この度、(数量・搬入期間)が変更となりましたので変更申込書を提出します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(当初 搬入 期 間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(変更 搬入 期 間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 土 質

5. 数 量 (設計数量、余掘を含む) [当初] 〇〇, 〇〇〇 m3

[変更] △△, △△△ m3

6. 添 付 書 類 (変更に関連する書類)

期間変更の場合 工事工程表

数量変更の場合 数量計算書、平面図、断面図、等

7. 連 絡 先

住 所

会 社 名

T E L

担 当 者 名

横須賀漁場事業 文書改訂状況一覧表
土砂搬入に関する様式

No.	文書名	改訂内容	制定日	現在の版数及び改訂日時	
				版数	改訂日時
	搬入申込要領	前回事業様式→今回事業様式に	平成26年8月1日	〈 0 〉	
	〃	業者用、バージ用、ガット船用個々に	平成28年10月13日	〈 1 〉	平成28年10月13日
	〃	バージ/ガット船用 集約版	平成29年12月8日	〈 2 〉	平成29年12月8日
	〃	メール送信用 入力様式Excel	同上	—	同上
	〃	手続きフロー追加、ガット船搬入に関する追記、年号変更、様式、構成変更など	令和1年7月31日	〈 3 〉	令和1年8月19日
	〃	試料採取方法(200～300m→300m)	令和2年10月22日	〈 4 〉	令和2年10月22日
	〃	・手続流れ「港湾管理者」名称変更→「横須賀市みなと振興部」 ・受入基準(油分) 追記 ・受入時間帯変更ほか 17:00→16:30 ・搬入についてのお願い 追記 ・作業手順 内容(部分) 修正 ・申請様式(搬入届出、予定表) 追記	令和3年5月14日	〈 5 〉	令和3年6月1日
	〃	土砂搬入申込手続き 流れ及び入力様式 ・添付書類③ 河川浚渫作業状況図 (追記)	令和3年11月2日	〈 6 〉	令和3年11月8日
	〃	・届出書 参照追記 ・搬入完了 組合長 交代に順ずる、記名変	令和4年1月8日	〈 7 〉	令和4年1月11日
	〃	・手続流れ「港湾管理者」名称変更→「横須賀市建設部港湾管理課」	令和4年4月1日	〈 7+ 〉	令和4年4月18日
	〃	・手続流れ「港湾管理者」名称変更→「横須賀市港湾部港湾管理課」 ・調査内容「搬入土砂の調査内容」追加変更「岩・石材等の砕岩粉碎による採取方法」、「注」有効期間」など ・自社、営業所長交代による氏名変更	令和5年4月17日	〈 8 〉	令和5年5月1日
	〃	・左舷シュート設置に関する事項 土砂投入方法、図示、離接舷要領図 ・土砂搬入申込書 申込者記入欄	令和6年2月26日	〈 9 〉	令和6年3月1日
	〃	・水底土砂の判定基準値の法改正 「カドミウム、トリクロロエチレン、六価クロム」の3項目 ・土砂搬入申込書 提出部数	令和7年8月1日	〈 10 〉	令和7年10月1日
	〃	・土砂搬入範囲変更に伴う事項 申込手続きの流れ(事前確認など)	2025/10/	〈 10(+範拡) 〉	2025/10/
	版数〈10〉→〈10(+範拡)〉変更点				
	・P3.4 土砂搬入申込手続きの流れ 遠方搬出地の(申込前)事前確認				
	・P25 モニタリング帳票(遠方搬出地の事前確認事項など)				